

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書(2)  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所  
弁護士 大橋宏一郎  
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1  
神田橋パークビルディング  
【報告義務発生日】 平成18年3月29日  
【提出日】 平成18年4月5日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	オーデリック株式会社
会社コード	6889
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック証券取引所
本店所在地	〒168-0081 東京都杉並区宮前1-17-5

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(米国の有限責任会社)
氏名又は名称	インダス・キャピタル・パートナーズ・エル・エル・シー (Indus Capital Partners, LLC) (以下「ICP」という。)
住所又は本店所在地	米国、郵便番号10019、ニューヨーク州ニューヨーク市西57丁目152番28階 (152 West 57th Street, 28th Floor, New York, New York 10019, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2000年7月18日
代表者氏名	ブライアン・ガズマン(Brian Guzman)
代表者役職	マネージング・ディレクター兼カウンセル (Managing Director, Counsel)
事業内容	投資運用業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

純投資 (ファンド運用)
--------------

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			536, 200
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 536, 200
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 536, 200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月29日現在)	S 7,611,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	7.05%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.03%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年1月30日	株券	2,000	取得	
平成18年1月31日	株券	1,500	取得	
平成18年2月1日	株券	1,000	取得	
平成18年2月2日	株券	1,000	取得	
平成18年2月6日	株券	4,200	取得	
平成18年2月7日	株券	1,500	取得	
平成18年2月8日	株券	1,800	取得	
平成18年2月9日	株券	1,000	取得	
平成18年2月10日	株券	4,000	取得	
平成18年2月13日	株券	5,000	取得	
平成18年3月2日	株券	9,900	取得	
平成18年3月3日	株券	2,400	取得	
平成18年3月6日	株券	7,000	取得	
平成18年3月7日	株券	2,000	取得	
平成18年3月8日	株券	4,500	取得	
平成18年3月9日	株券	3,900	取得	
平成18年3月10日	株券	7,700	取得	
平成18年3月17日	株券	1,900	取得	
平成18年3月20日	株券	1,100	取得	
平成18年3月27日	株券	8,000	取得	
平成18年3月29日	株券	2,000	取得	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	837,713
上記 (V) の内訳	ICPが運用を担当するファンドの資金 : 837,713
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	837,713

② 【借入金の内訳】 該当なし

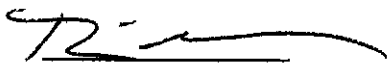
③ 【借入先の名称等】 該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Indus Capital Partners, LLC, a company organised and existing under the laws of State of Delaware in the United States of America, and having its principal office located at 152 West 57<sup>th</sup> Street, 28<sup>th</sup> Floor, New York, New York 10019, U.S.A., does hereby constitute, designate and appoint Koichiro Ohashi, attorney-at-law of White & Case Law Offices, with its office at Kandabashi Park Building, 19-1, Kanda Nishiki-cho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as true and lawful agent, with full power of substitution and revocation, to represent and act for and in the name and place of Indus Capital Partners, LLC in Japan for the following purposes:-

1. To prepare, execute reports required under Chapter 2-3 (Disclosure of Large Shareholding) of the Securities and Exchange Law of Japan, to file them with Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan and generally to represent Indus Capital Partners, LLC in connection with the preparation, execution and filing of the reports;
2. To prepare, execute and file amendments to the said reports;
3. To receive from Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan any and all notices, orders, communications and other documents addressed to Indus Capital Partners, LLC pertaining to the said reports;
4. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted; and
5. To appoint one or more sub-attorney to act on its behalf with respect to all the powers granted hereinabove.

Dated the 25th day of January, 2006.



Brian Guzman  
Managing Director, Counsel

(訳文)

## 委任状

米国デラウェア州の法律に基づき設立され存続する会社で、米国、郵便番号 10019、ニューヨーク州、ニューヨーク市、西 57 丁目 152 番 28 階に主たる事務所を有するインダス・キャピタル・パートナーズ、エル・エル・シーは、本書により日本国東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番地 1、神田橋パークビルディングに事務所を有するホワイト&ケース法律事務所の弁護士大橋宏一郎を、下記の目的のために、日本においてインダス・キャピタル・パートナーズ、エル・エル・シーの名において同社を代理する権限を有し、且つ、復代理人の選任および解任権を有する適法な代理人として任命する。

1. 財務省関東財務局長に対し提出すべき証券取引法第二章の三（株券の大量保有の状況に関する開示）に基づく報告に関して、これを作成し、捺印し、提出を行い、かつ一般にインダス・キャピタル・パートナーズ、エル・エル・シーを代理すること。
2. 上記の報告の訂正を作成し、押印し、かつ提出すること。
3. 財務省関東財務局長より当該報告に関するインダス・キャピタル・パートナーズ、エル・エル・シー宛のすべての通知、命令、連絡およびその他の書類を受領すること。
4. 本書において授権された前記代理権の遂行に必要なまたは付随するその他すべての行為をなすこと。
5. 上記において授権された代理権に関し、その代理人として行為する単数または複数の復代理人を任命すること。

2006 年 1 月 25 日

(署名)

ブライアン・ガズマン  
マネージング・ディレクター兼カウンセル

上記正訳致しました  
弁護士 大橋宏一郎

